

海外経済要録

国際機関

◇公的金融取引に関する1968年協定の廃止に関するバーンズ声明

バーンズ米國連邦準備制度理事会議長は、国際決済銀行月例会議から帰国直後の11月13日、下記声明を公表した。

「ベルギー、西ドイツ、イタリア、オランダ、スイス、英国および米國の中央銀行総裁は、スイスのバーゼルで開催された11月の会合において、1968年3月17日締結された公的金融取引に関する協定(注)につき討議し、同協定は廃止されるべきである(should be terminated)旨決定した」。

(注) 同協定は上記7か國間で締結されたもので、その骨子は次のとおり。①米國政府は各國通貨当局との取引においては引き続き1オンス35ドルの現行価格(当時)で金売買を行う、②公的保有金は通貨当局間の取引を行うためのみ使用する、したがって今後はいかなる金市場に対しても金を供給しない、③通貨用金の保有量はSDRの創出が見込まれることからみて十分であるので、もはや市場から金を買入れる必要はないものと思われる、④今後民間市場で売却した金を補充しようとする通貨当局には金を売却しない。

◇OPEC、原油公示価格を引上げ

OPEC(石油輸出国機構)加盟國のうちペルシャ湾岸6か國(注1)は10月16日、次のとおり原油公示価格を引き上げる旨共同声明を公表した。従来、公示価格はOPECとメジャー(国際石油会社)との交渉により決定されてきたが、今後は、①実勢価格を斟酌して市場価格を設定する、②市場価格と一定比率で公示価格を自動的に決定する、こととなり、かかる価格決定方式により今回、公示価格が一挙に約70%方引き上げられることとなった。

(1) 共同声明の骨子

イ. 10月16日以降の公示価格は市場価格により決定される。これらの両価格の関係をテヘラン協定(1971年2月)以前の状態に引き戻す(注2)。なお市場価格が1%以上、上下した場合公示価格を改定する。

ロ. 「アラビアン・ライト」原油の新公示価格(注3)決定の基礎となる市場価格をここに3.65ドルと設定する。これは現実の販売価格(3.12ドル)に対し17%の引上げにとどまっている。他の原油についてもそれぞれ市場価格を設定し、これに基づき公示価格を決定する。

ハ. ジュネーブ協定(72年1月、73年6月締結の同補足協定、8月号「要録」参照)は引き続き有効とする。

ニ. メジャー側が、これらの取決めに基づく原油の引取りを拒否すれば、産油國は上記ロ. 項の市場価格を基準に各國が独自に決定した販売価格でいかなる買い手にも供給する。

(2) 公示価格引上げの経緯

OPECは10月8日以来、ウィーンで原油公示価格の引上げ等についてメジャーと交渉を続けてきた。OPECの要求は、①テヘラン協定で規定されたインフレ調整措置(74、75年の1月にそれぞれ2.5%およびバーレル当たり5セントの引上げ)では、世界インフレ高進による石油収入の実質的減価分をカバーできないので、公示価格を引き上げる、②産油國とメジャーの取り分についても、実勢価格の上昇が著しく、このため公示価格との差がしだいに縮小している現状では、産油國取り分が相対的に低下する傾向にあり(注4)、この配分をテヘラン協定調印当時の割合に戻す必要がある、ことにあった。これに対しメジャーが反対したため交渉は一時中断していたが、ペルシャ湾岸6か國は第4次中東戦争の最中に、上記共同声明により原油公示価格の引上げを一方的に通告したものである。

なお、OPEC加盟國のうち残りの正式加盟6か國はこれと歩調を合わせ、原油公示価格あるいは輸出価格の引上げを決定している。

(注1) イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アブダビ、カタールの6か國。これにリビア、アルジェリア、ナイジェリア、ベネズエラ、インドネシア、エクアドル(以上正式加盟)、ガボン(準加盟)が加わり合計13か國でOPECを形成。

(注2) 公示価格は市場価格の1.4倍。

原油公示価格(アラビアン・ライト)の推移

(単位・ドル/バーレル)

	公示価格	備考
1971年1月以前	1.800(100.0)	
2月以降	2.180(121.1)	テヘラン協定
6月	2.285(126.9)	
72年1月	2.479(137.7)	ジュネーブ協定
73年1月	2.591(143.9)	
4月	2.742(152.3)	
6月	2.898(161.0)	ジュネーブ補足協定
7月	2.955(164.2)	
8月	3.066(170.3)	
10月	3.011(167.3)	
10月16日	5.119(284.3)	OPEC、値上げ通告
11月	5.176(287.6)	

(注3) アラビアン・ライトの公示価格は10月16日以降、バーレル当たり5.119ドルとなり、10月1日現在の公示価格(3.011ドル)に対し、70%の引上げとなる。なお、同公示価格は11月1日以降、ジュネーブ協定の補足協定適用により、5.176ドルに引き上げられている。

(注4) 8月号「要録」、OPEC、原油公示価格を引上げ(注3)参照。

ド、ブラジル、親アラブのアフリカ6か国。

敵対国……米国、オランダ、カナダ、南アフリカ、南イメ
ン、ポルトガル、カリブ海諸国。

欧州諸国

◇O A P E C、石油生産削減措置を決定

O A P E C(アラブ石油輸出国機構)加盟10か国(注1)は10月17日、クウェートで閣僚会議を開催し、石油生産を即時9月実績比5%削減し、その後毎月5%ずつ削減を続ける(注2)旨共同声明を発表、続いて11月5日の緊急閣僚会議で、削減を強化し即時9月実績比25%削減するとともに12月には11月実績比5%削減することを決定した。

こうした措置に伴いO A P E Cは、①米国、オランダなど敵対国(注3)向け石油輸出を全面禁止する、②日本、西ドイツなどには、メジャー等を通じて供給削減を行う、③英国、フランスなど友好国に対しては従来どおりの供給を保証する、としている。なお、O A P E Cは供給削減の対象となっているEC諸国、日本、フィリピンに対し12月の5%削減を行わない旨言明している。

(注1) O A P E Cは1968年に結成され、現在、アラブドビ、アルジェリア、イラク、エジプト、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、バーレーン、リビアの10か国が加盟。このうち、イラク、エジプト、シリアの3か国は10月17日の決議文書に調印しなかったと伝えられる。

(注2) 本措置は、「イスラエルに占領されているアラブ領土が正当な所有者に返還され、パレスチナ人民の法的権利が回復されるまで継続する」としている。

(注3) 友好国、敵対国の分類について、産油国は必ずしも明らかにしていないが、サウジアラビアの分類は次のとおり。

友好国……英国、フランス、スペイン、中東および北アフリカの全アラブ諸国、トルコ、パキスタン、マレーシア、イン

O A P E C加盟国等の産油量削減状況

(11月15日現在、E E S M推定)

(日産・千バーレル、カッコ内は削減率・%)

	9月実績	11月削減量	11月産油量
サウジアラビア	8,290	2,092(25.2)	6,198
クウェート	3,200	950(29.7)	2,250
イラク	2,000	—(—)	2,000
アラブドビ	1,400	285(20.4)	1,115
カタール	600	150(25.0)	450
中立地帯	580	145(25.0)	435
リビア	2,300	575(25.0)	1,725
アルジェリア	1,050	263(25.0)	787
その他	1,050	263(25.0)	787
計	20,470	4,723(23.1)	15,747

(注) 「その他」は、エジプト、シリア、バーレーン、ドバイ、オマーン。

資料：MEES.

◇英蘭銀行、最低貸出歩合の引上げおよび特別預金の追加徴求を実施

1. 英蘭銀行は11月13日、以下の2措置を発表した(「国別動向」参照)。

(1) 最低貸出歩合を裁量的に1.75%引き上げ13%とし即日実施する。このため昨年10月に決定した最低貸出歩合算定方式(T B入札レート・プラス0.5%、端数は切り上げ、0.25%刻みとする、47年11月号「要録」参照)は、T B入札レートが上昇して同方式によっても最低貸出歩合が13%の水準に達するまで適用を停止する(注)。

(注) 11月16日に至り、T B入札レートが12.4126%に上昇し、同方式によっても最低貸出歩合を13%に保てることとなったため、再び同方式を適用することとなった。

(2) 特別預金の預入率を2%引き上げ(預入率4→6%)、全銀行(北アイルランド系を除く)および割賦販売金融会社(預金業務を行うもの)に対し、11月28日、12月12日、27日、1974年1月2日に対象債務の1/2%ずつを追加預入することを義務づける。

2. 本措置に関する同行の発表文以下のとおり。

「大蔵大臣と英蘭銀行総裁は、ともにロンドン市長主催晩餐会において、経済がフル稼働に近い状況下、最近の信用拡大速度は受容しがたい旨述べていた。最近の計数によれば銀行貸出はさらに大幅な増加を示しており、このため資金需要を抑制するために新たな措置が必要とされたものである。また本措置は、本日発表の10月の貿易収支動向からも必要であった」。

◇英国政府、国家緊急事態を宣言、電力使用制限、石油出荷削減を命令

1. 英国政府は11月13日、炭鉱夫労組の時間外拒否闘争突入に伴う石炭、電力不足に対処するため、国家緊急事態(a national state of emergency)を宣言した。本宣言は政府に対し、港湾・車両等の使用、食料輸送、ガス・電気・水・石炭・石油等の供給等を規制する権限を賦与するものである(注)。

(注) 本権限を賦与される期間は当初7日間であるが、両院の承認により延長可能。

2. 政府は11月14日、上記権限に基づき、暖房用(住宅を除く)および広告用、遊興場における電力使用制限に関する命令を発した。さらにアラブ諸国の石油生産削減

から石油供給の不足が懸念されるに至ったため、11月19日には上記権限を再度発動し、石油会社に対し各需要者向け出荷量を10%削減(ただし石炭、鉄鋼、電気、化学等工業関係「優先需要家」に対しては一部または全部免除)することを命令するとともに、一般需要家に対しても日曜日の自動車使用自粛、自主的な制限速度引下げ(70マイル/時→50マイル/時)遵守を要請した。

◇ブンデスバンク、特別ロンバード貸付等を実施

1. ブンデスバンクは11月23日、手形の買オペを再開する(適用金利11%、10日後売戻条件付き)とともに、特別債券担保貸付(Sonderlombardkredit、金利13%)を当分の間実施(11月26日以降)する旨発表した(注)。このうち、特別ロンバード・レートは毎日変更されうるものとされているほか、同貸付はいつでも廃止されうるものとし、廃止の場合には当該貸付残高はその翌日に返済させることとされている。

2. 本件に関するブンデスバンクのコミュニケ要旨は次のとおり。

「最近金融市場が主として外国為替取引の要因から再びかなりひっ迫してきていることにかんがみ、11月26日以後当分の間、市中銀行に対し特別のリファイナンス援助を与えることとした」。

(注) 通常の債券担保貸付は本年5月30日以降停止されている(6月号「要録」参照)。

◇ブンデスバンク、再割引枠使用制限措置を緩和

ブンデスバンクは11月29日の定例中央銀行理事会において、再割引枠の使用限度(3月号、11月号「要録」参照)を現行比15%方引き上げることと決定、即日実施した。

本措置により12億マルクの再割引枠利用が可能となるとみられているが、ブンデスバンクは、「本件引上げは、短資流出によって生じた金融機関の資金不足調整のため行われたものである」(コミュニケ)とし、一般的な金融政策の緩和ではなく、現行の金融引締め路線は堅持する旨を強調している。

◇西ドイツ、9.5%もの連邦郵便債を発行

西ドイツ政府は、11月4日開催の国債シンジケート団小委員会において9.5%もの連邦郵便債の発行を決定した。

発行条件等次のとおり。

発行額 500百万マルク
(うち70百万マルクはブンデスバンク

が公開市場操作目的のため留保、また30百万マルクは連邦郵便債引受け)

表面金利 9.5%(過去2回の連邦郵便債は10%)
償還期限 1982年12月1日(期限前償還不能)
発行価格 100.75
応募者利回り9.38%(過去2回は各10%、9.80%)
売出期間 11月23日～27日

◇西ドイツ経済専門委員会、年次報告を発表

西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会は11月23日、恒例の年次経済報告(1974年)を政府に提出、発表した(なお、今次石油危機の影響等は織り込まれていない)。

その概要は次のとおり。

- (1) 連邦政府は現段階では基本的には引締め政策を堅持すべきである(ただし少数意見として koehler 教授のみ引締め緩和を主張)。すなわち、安定政策は徐々に効果を示しはじめてはいるが、賃金コスト圧力の増大などもあり、かかる傾向が定着したと確信できる段階ではない。
- (2) 74年の実質GNP成長率は、現行政策を続行(金融引締め堅持、投資税の74年中継続等)した場合には2.5%(73年実績見込み6%)となり、消費者物価の上昇率は6.5%(同7%)となろう。
- (3) 輸出は増勢鈍化ながら、数量ベースではなお前年比8%増程度が見込まれ、反面、輸入はかなりの鈍化(73年見込み、11.5→6.5%)が見込まれる。このため海外経常余剰は240億マルクと本年見込み(210億マルク)を上回ろう。
- (4) 74年度の財政支出(国、地方公共団体)は前年比11%以上の伸び率を示す公算が強いが、これを前年比10%

西ドイツ経済専門委員会見通し

(前年比伸び率、単位・%)

	1974年	1973年 実績見込み
G N P (実質)	2.5	6
〃 (名目)	10.0	12.0
個人消費支出(名目)	10.0	11.0
政府消費支出(〃)	14.0	15.0
粗固定資本形成(〃)	7.5	8
うち機械設備 建設	11.5 4.5	7 8.5
輸出等(名目)	10.5	18
輸入等(〃)	10.0	15
G N P デフレーター	7.5	6
個人消費支出デフレーター	6.5	7

増程度の景気中立的なものとするのが望ましい。

◇西ドイツ政府、ガイド指標を設定

1. 西ドイツ政府は11月23日の閣議において、協調行動のためのガイド指標^(註)(Orientierungsdaten)を次のとおり決定、発表した。

	1974年ガイド指標	(1973年見込み)	(参考) 経済専門委員会年次報告
GNP(名目)	9.5%	(12%)	10.0%
〃(実質)	2～3%	(5.5%)	2.5%
失業率	1.5%	(n.a)	—
海外経常余剰(GNP比)	2%	(n.a)	—
消費者物価	6%	(7%)	6.5%
雇業者所得	10.5%	(14%)	11%
企業財産所得	4～5%	(10%)	5.5%

(註) 経済安定成長促進法第3条に基づくもので、同法の目的達成が危ぶまれる場合に公共機関労働組合および経営者団体の一致した行動をとるため設定されるもの。

2. なお上記目標は石油危機が短期間で終わることを前提としているが、政府は「石油供給制限が長期化し、供給不足が強まる場合には、生産、需要、物価動向に直接、間接影響を及ぼし、スタグネーションには陥らないとしても、経済成長率(実質)は経済専門委員会の見通し(前項参照)よりは低くなる」としている。

3. 当面の政策運営態度に関しては次の点を指摘している。

- (1) 政府は、経済専門委員会の多数意見に沿って、物価上昇の余地をせばめるために安定政策を今後も続ける。
- (2) 景気政策全般の手直しは、主として石油問題等の新事態に西ドイツ企業、国民がいかに迅速に適応していけるかどうかにかかっている。

◇西ドイツ、外人労働者のEC域外からの入国を禁止

連邦社会労働省は11月23日、雇用促進法(Arbeitsförderungsgesetz)第4条第19項に基づき、今後はEC域外からの外人労働者の入国を認めない旨発表した(「国別動向」参照)。

◇西ドイツ、輸入石油、天然ガスの安定供給確保のための法律成立

西ドイツ政府は、当面の石油危機に対処して11月7日、「輸入石油、天然ガスの安定供給確保のための法律」(Gesetz zur Sicherung der Energieversorgung bei Gefährdung oder Störung von Mineralöl und Erdgu-

seinfuren)案を議会に提出、同法案は11月10日に成立した(有効期限74年12月31日)。

本法案の成立に伴い連邦政府は、石油、天然ガス、石炭、電気、その他すべてのエネルギーおよびこれらのエネルギー関連製品の生産、輸送、貯蔵、配分、販売、購入、使用ならびに最高価格について、政令により規制できることとなった。

◇フランス、インフレ抑制策を実施

1. フランス政府は、11月2日開催された全国物価委員会(農業界、商業界、工業界、消費者団体および労働組合の各代表で構成)において新たなインフレ抑制策につき承認を得、ただちに実施する旨決定した。

措置の概要は次のとおり。

(1) 1972年6月以降、年間価格計画制度の対象外とされていた一部工業製品(重電機、化学品等内外での競争が激しい部門の製品で、工業製品全体の約20%を占める)を同制度の対象に組み入れる(従業員20人未満の零細企業の製品を除く)。

(2) 牛肉、野菜、果物、チーズ、パン等の主要品目およびくつつき、11月3日以降商業マージンを規制(品目別に許容マージン率を設定)する。

2. 今次措置は、最近の消費者物価著騰(9月前月比+0.9%、10月同+1.1%)、先行き石油製品価格の上昇などによるインフレ高進、さらにはこのところ激化をみている労働攻勢をながめて採られたものとみられている。

なお、商業マージン規制のうち野菜、果物についてはとくに関連業界からの規制撤回要求が強く、政府は11月23日、一部品目の規制対象からの除外(規制22品目中5品目)、マージン規制率の一部緩和等規制の手直しを余儀なくされている。

◇オーストリア、金融引締め措置に関する協定を延長

オーストリア政府、国民銀行および金融界代表は11月29日、昨年末導入され本年5月末の期限到来に伴い年末まで期限延長されていた金融引締め措置をさらに半年間再延長する旨の協定を締結した(47年12月号および48年7月号「要録」参照)。

協定内容は総じて現行協定の継続となっているが、市中貸出規制等については若干手直しが行われた。

(1) 市中貸出規制は、従来72年11月30日現在の貸出残高を基準として年率12%の増加が限度とされてきたが、今後は基準貸出残高を73年12月31日現在の貸出残高とする。

(2) また市中貸出規制は従来、預金(直接受入れ分)の残

高および増加額とも関連させて実施されていたが(貸出残高については預金残高の75%および同増加額は預金増加額の35~37%を限度とする)、今後はこれを預金残高の一定割合に一本化する。またこの割合自体も当該金融機関が上部機関を有するか否かによって差異を設ける(注)。

- (8) 外資流入に基づく流動資産についてはその一定額を持続的に外国で保持するか、もしくは国民銀行流動化証券を同額購入する義務が金融機関に課せられていたが、今後この義務は廃止する(これは最近の国際収支悪化を勘案したものである)。

(注) 金融機関側の提案によればこの割合は、上部機関を有しない金融機関の場合75%、有する金融機関の場合65%、また下部機関を有する金融機関の場合直接受け入れた預金の75%、下部機関からの預り金の50%となっていたが、国民銀行はこの提案を原則的に了承したものの、割合自体は総じてさらに10%削減した。

◇スイス、最低準備制度の適用を強化

1. スイス国民銀行は11月1日、最低準備制度の適用を以下のように強化し、10月分(11月25日までに積み立てる分)から実施する旨各行に通知した。

- (1) 対外債務にかかる最低準備所要額を従来の準備率により算定した額にその25%相当分を上乗せした金額とする。
- (2) 従来国内定期性債務については最低準備制度を適用していなかったが、今後は、そのうち1年以内の定期性債務については72年3月31日現在の残高を超過する分について10%の増加額準備率を新たに課する。

また国内貯蓄預金および金融債(期間5年未満)に対する増加額準備率を従来の3.5%から2.5%に引き下げる。

2. 本件に関するスイス国民銀行のコメントは要旨次のとおり。

「本措置は、最低準備所要額が7月末末約6億フラン減少し、さらに財政支出も増高していることもあって、銀行流動性がやや過大になってきている事態に対処して採られたものである。この結果、11月末にかけて約3億フラン(うち対外債務にかかわるもの約2億フラン、国内債務にかかわるもの約1億フラン)の流動性が吸収されるものと見込まれる。なお最近の最低準備所要額の減少は、①国内債務については準備率の高い一覧払い債務から準備率適用のない定期性債務への切替えの動きが目だったこと、②対外債務についてはリヒテンシュタイン分の扱いが対外債務から国内債務扱いに改められたこと、が主因である(国内、対外債務それぞれにつき約3億フランの減少)」。

◇スイス、外債発行代り金等の国民銀行における米ドル交換措置を復活

スイス国民銀行は11月1日、本年1月中旬廃止した、スイス・フラン建外債発行および対外貸付の代り金の同行における米ドルへの交換義務を復活し、当該交換比率を10%(1月廃止時における交換比率、期間5年未満50%、同5年以上60%)とする旨発表、即日実施した(2月号「要録」参照)。

本措置は、スイス・フラン資金を国民銀行に還流させる点にねらいがあり、このところ最低準備所要額の減少や財政支出の増高などから銀行流動性が増大しているのに対処してとられたものである。

なお、上記のスイス・フラン建外債発行および対外貸付自体はスイス国民銀行の許可を要する扱いとされているが、今後当分の間、当該外債発行の1件当り最高金額を80百万フラン(従来100百万フラン)、また当該対外貸付の件数を月間2件(従来3件)にとどめる方針と伝えられている。

◇スイス政府、インフレ対策の効果に関する報告書を発表

スイス政府は11月5日、昨年12月採択されたインフレ対策に関する5項目の緊急決議(1月号「要録」参照)に基づき実施された一連の措置の成果に関する報告書(書)を発表した。

本報告の要旨は次のとおり。

- (1) スイス経済は依然需要超過の状態にあり、需要鈍化のテンポは遅々としている。消費者物価の騰勢もさほど鈍化していない。
- (2) もっとも、インフレ対策の効果は次の諸点で顕現化しつつある。

イ. フロートへの移行、最低準備制度の適用強化(9月末積立額32億フラン、72年末同20億フラン)、貸出増加額規制(年間6%増を限度)、起債制限などの措置により、銀行貸出はより適正な水準に近づきつつあり、マネー・サプライの伸びも著しく低下した。

ロ. 実体面では、とくに建設活動は目だって停滞し、企業間の競争が再び激化し、建設単価の上昇もかなり鈍化している。また消費者信用や割賦信用の制限により消費はある程度抑制された。

ハ. 価格等監視制度によって価格の過大な引上げがチェックされ、間接的に競争が促進された。

- (3) 上記に照らし政府としては、インフレ対策はある程度の成果をあげたものと評価する。もしこれら対策

なかりせば事態はさらに悪化したであろう。したがって、これらのインフレ対策ならびにスイス・フランのフロートはインフレ抑制の前提条件であり、今後さらに継続させることが肝要と判断する。

(注) これらインフレ対策実施期間中、政府はその成果につき年2回議会に対し報告を行う義務を有する。

◇スイス、インフレ対策に関する国民投票を実施

スイスは12月2日、72年12月に採択施行されたインフレ対策に関する5項目の緊急決議のうち「輸出預託金制度の期限延長」を除く4項目(下記(注2)参照)について、その続行の可否を決める国民投票を実施した(注1)。この結果、4項目とも6～7割の賛成投票を得(注2)、その有効期限(75年末、ただし減価償却の制限に関するものは76年末)までの続行が確定した。

(注1) スイス憲法によれば、連邦法および連邦決議は原則として議会通過後90日間施行が留保され、その間国民もしくは州から要求があればこれを国民投票に付すこととされている。ただ、決議のうち緊急連邦決議(両院のそれぞれ過半数により緊急的と宣言されたもの)については、有効期限付きで即時施行されるが、施行後1年以内に国民投票に付してその可否を問う扱いとされている。なお、「輸出預託金制度の延長」は内容が単なる期限延長にすぎないため国民投票の実施義務は課されていない。

(注2) インフレ対策4項目に関する投票状況は次のとおり。

項目	全投票に占める 賛成投票の割合
(1) 金融政策手段の強化	65.1%
(2) 建設市場安定化措置の強化	70.4
(3) 減価償却の制限	68.1
(4) 価格、賃金、利潤および配当に関する監視制度	59.7

◇ベルギー、公定歩合の引上げ等を実施

1. ベルギー国民銀行は11月28日、公定歩合を0.75%引き上げ29日から実施する旨発表した。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引

銀行引受手形(銀行を支払場所とするもの)および 輸出・輸入関係手形	7.75%(7.0%)
その他手形	8.5%(据置き)
貸付	8.5%(据置き)

また同行は、本措置のほか再割引率の削減(445 → 380 億ベルギー・フラン)も実施する意向と伝えられている(L'écho de la Bourse 紙)。

2. 今次措置は、このところ金融市場金利がかなり高水準(インター・バンク・レート、公定歩合引上げ直前8.5～9.0%、10月末7.75～8.25%)となり、公定歩合(銀行引受手形および輸出・輸入関係手形割引歩合)との開きが拡大して同行への借入れ圧力が増大したため、かかる事態を是正すべく採られたものとみられている。

◇ノルウェー、クローネを切上げ

1. ノルウェー大蔵省は11月15日、クローネをSDRに対し5%切り上げ、16日以降実施することを決定した。新基準相場は次のとおり。

1 ノルウェー・クローネ = 0.145530 SDR (従来は0.138600 SDR)

この結果、共同フロート参加国通貨に対するノルウェー・クローネの基準相場は次のとおり変更された(カッコ内は旧レート)。

100ドイツ・マルク = 213.413 ノルウェー・クローネ	(224.084	〃)
100フランス・フラン = 123.716	(129.902	〃)
100ベルギー・フラン = 14.122	(14.828	〃)
100オランダ・ギルダー = 204.807	(215.048	〃)
100デンマーク・クローネ = 90.672	(95.206	〃)
100スウェーデン・クローネ = 124.914	(131.159	〃)

2. ノルウェーでは最近、国際収支が好調に推移する一方、国内では輸入物価の高騰を主因にインフレ傾向が強まっていた。本措置はこうした輸入インフレの抑制を主眼としたものであるが、同時にこのところノルウェー・クローネに対する投機的圧力が強まり短資流入が増大してきたことに対処したものとみられている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、裡里輸出自由地域の建設に着手

韓国政府は、このほど馬山(注1)(同国南部の慶尚南道沿岸)に次ぐ同国2番目の輸出自由地域(注2)として裡里市(同国南西部の全羅北道)工業団地の一部を指定、10月17日建設に着手した。その概要次のとおり。

- (1) 面積 279千坪
- (2) 誘致企業 電子工業を除く軽工業70社
- (3) 年間輸出 計画約3億ドル
- (4) 雇用 計画約3万人
- (5) 76年までに群山(全羅北道西岸部)に外港を建設

韓国では、輸出の大幅増加および高度成長の達成を内容とする長期経済開発計画(10月号「要録」参照)に基づいて、このところ各種施策が着手されているが、今回の裡里輸出自由地域の建設もその一環である。

(注1) 馬山輸出自由地域は、最終的には面積527千坪、軽工業140社

の入居が予定されており、現在すでに大半が入居契約を完了している。

(注2) 輸出自由地域に入居する合弁企業は外資導入法による免税等の特典を受けるほか、全地区が保税地域に指定されているため戻税が免除されるが、原則として全量輸出が義務づけられ国内供給は認められない。

◇韓国、外国人投資状況を発表

韓国経済企画院は、このほど73年上期中の外国人投資

外国人投資の国別状況

(単位・百万米ドル)

	1971年		1972年		1973年1～6月		1973年6月末累計	
	件		件		件		件	
日本	82	25.0	155	78.0	126	158.8	476	305.3
米国	11	22.5	20	32.6	4	1.5	119	169.6
西ドイツ	1	2.5	3	3.8	—	—	8	8.7
パナマ	—	—	1	0	—	—	8	7.3
香港	2	0.5	2	0.6	1	2.4	7	5.2
その他	—	1.5	2	1.6	2	2.7	15	16.7
合計	96	52.0	183	116.6	133	165.4	633	512.8

外国人投資の業種別状況

(単位・百万米ドル)

	1972年末累計(A)		1973年6月末累計(B)		1973年1～6月(B)-(A)	
	件		件		件	
繊維・縫製品	51	56.5	61	126.1	10	69.6
電気製品・電子部品	105	71.6	127	84.5	22	12.9
ホテル・観光	6	9.9	9	52.2	3	42.3
石油	4	33.0	4	33.0	—	—
製鉄・金属	33	18.2	50	31.7	17	13.5
その他	339	183.0	382	185.3	43	2.3
合計	538	372.2	633	512.8	95	140.6

(注) 1973年1～6月の合計件数は、72年末累計額が認可期限切れ分などを含んで過大となっているため、件数、金額とも上記国別投資額の合計に足りない。

規模別件数(1973年1～6月)

	5万ドル未満	5万ドル以上10万ドル未満	10万ドル以上20万ドル未満	20万ドル以上50万ドル未満	50万ドル以上100万ドル未満	100万ドル以上1,000万ドル未満	1,000万ドル以上	合計
	馬山自由地域	—	2	3	11	10	11	
馬山以外の地域	39	29	11	8	2	5	2	96
合計	39	31	14	19	12	16	2	133

外国人出資比率別件数(1973年1～6月)

	30%未満	30%以上50%未満	50%	50%超70%未満	70%以上100%未満	100%	合計
	馬山自由地域	—	—	1	2	4	
馬山以外の地域	2	40	40	3	8	3	96
合計	2	40	41	5	12	33	133

状況(認可ベース)を発表した。これによると同期間の外国人投資は133件、165百万ドルと、すでに昨年1年間の投資額(117百万ドル)を4割方上回る急増を示している。その概要、次のとおり。

(1) 国別では、日本が159百万ドルと72年末までの累計146百万ドルを上回る急増を示し、全外国投資額の96.0%を占めている(注)。

(2) 業種別には、労働集約的な繊維・同製品や鋳物関係が大幅増加をみているほか、最近の観光ブームを映じてホテル・観光部門の急増も目だっている。

(3) 規模別には、大宗を占める日本からの投資が主として中小企業によって行われているため10万ドル未満の小口案件が多い(133件中70件)。もっとも、馬山輸出自由地域への投資は10万ドル以上のものがほとんどである(37件中35件)。

(4) 外国人出資比率でみると、同比率50%以下のものが133件中83件と6割を超えるが、馬山輸出自由地域への投資については100%外資によるものが37件中30件にも達している。

(注) 日本の急増の背景は、①日本の賃金上昇や2度にわたる通貨調整に伴い、輸出基地(対米、対日)としての韓国の優位性が一段と高まったこと、②本年2月の通貨調整の後、それ以前のラグズ(対外投資の繰延べ)の反転が生じたこと、③公害規制の強化や地価の高騰により日本における工場立地難が深刻化していること、など。

◇香港、家賃規制法案を発表

1. 香港政庁は、家賃高騰に対処するため本年6月、家賃月額1,500香港ドル超の住宅を対象に家賃の6か月間凍結措置を実施してきた(7月号「要録」参照)が、このほど凍結期間の終了する12月を控え住宅家賃の総合的な規制法案を発表した。その概要次のとおり。

(1) 工場、オフィス等商業用建物を除く全賃貸住宅の家賃値上げ

幅を2年間に最高21%までとする。

- (2) 家賃値上げの方法は上記枠内で家主と借家人が協議するが、協議不調の場合は政府の査定(注)を求めることができる。
- (3) 家主が旧契約を解除して新規契約による実質値上げを行うことを避けるため、家主は裁判所の許可を得た場合を除き、2年以内の再契約ないし建物の売却を禁じられる。
- (4) 新規住宅建設を促進するため、法案成立後建設される住宅の家賃は本規制の対象からはずされる。
- (5) 本法案は73年12月1日発効、76年11月30日までの3年間の時限立法とする。

(注) 査定の基準としては政府の定める「公正な家賃」(fair market rent)と現行家賃の差額の5分の1を値上げ幅とする。

2. 本法案発表については、不動産業界の一部に不満の声が聞かれるが、香港の物価急騰が外国企業の当地進出をちゅうちょさせ地元企業の他地域への脱出を促進しているから、財界全体としては今回の措置を歓迎、今後工場、オフィスなど商業用建物の家賃についても規制対象に組み入れていくほか、これを機会に政府が土地資金を提供して積極的な住宅対策を促進することを望む声強い。

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、10月16日の切下げ(11月号「要録」参照)に続き11月14日、為替レートを1米ドル=525ピアストルから535ピアストルに切り下げた(ただし、米国援助物資輸入については425→435ピアストル)。切下げ率は1.9~2.3%。

◇インドネシア、原油輸出価格を引上げ

インドネシア国営石油会社(ブルタミナ)は10月30日、原油の輸出価格を11月1日積出し分から1バーレル当たり6ドルに引き上げる(引上げ率20~26%)旨発表した(注)。今回の価格引上げはOPEC加盟ペルシャ湾岸6か国の公示価格引上げ(「別稿」参照)に歩調を合わせたもので、新価格適用期限を本年末までとしている。

(注) インドネシア産原油価格は、ミナス、カシム、アタカ、ジャジパランなど産地および油種により異なっていたが、今回の引上げによりこれら価格はすべて統一されることとなった。

◇イラン、物価引下げ措置を実施

イラン政府は10月23日以降、生活必需品等の価格凍結措置を次のとおり実施した。

- (1) 製造業者、卸・小売業者は10月22日までに商品価格

を本年5月22日の水準に引き下げる。ただし、正当な事由により引き下げられない場合には、経済省物価調査センター(the Price Survey Center of the Ministry for the Economic Affairs、新設)に価格決定の明細資料を提出しなければならない。

- (2) 上記資料未提出のまま価格を引き下げない業者については、営業許可を取り消す。

同国では本年8月、インフレ高進を未然に防止する見地から公定歩合の引上げ(7.5→9.0%)を実施したものの、物価の騰勢が続いているため、今回の直接規制に踏み切ったものとみられている。

◇第2回日豪閣僚委員会の開催

第2回日豪閣僚委員会は10月29、30日東京で開催され、貿易、資源開発等を中心に討議が行われた。本委員会においては、懸案の日豪通商航海条約締結に関し豪州側の歩み寄りがみられたものの、日本側が最重要事項と目していた資源開発問題について豪州側の強硬姿勢が目立ち、具体的進展はなかった。主要討議内容、次のとおり。

- (1) 資源問題……両国の相互補充の必要性が確認されたものの、豪州側は、①日本側の天然ガス供給要請に対し確約をさせたほか、②鉱物資源の輸出許可制度を今後も持続する、③エネルギー資源開発については、新規事業は100%豪州資本によることとし、また既存企業の外資比率引上げも認めない、などの既成方針をあらためて強調するにとどまった。
- (2) 貿易取引……豪州側は日本側の小麦の安定的供給要請に応ずる一方、わが国に対し酪農製品の輸入枠拡大・同関税率引下げを要請した。
- (3) 日豪通商航海条約……豪州側は貿易面等で対日依存度が一段と高まっている事情から急速な歩み寄りをみせたため、経済関係にとどまらず、文化交流、科学技術協力などを含む日豪友好条約を締結する方針が確認された。

(注) 本委員会は両国間の経済取引拡大のための討議を主目的としたもので、豪州の提案により71年6月設置が決定され、72年10月第1回会議がキャンベラで開催された。

◇豪州、海外借入れ預託金率を引上げ

豪州政府は10月25日、新規海外借入れ(借換え分を含む)に係る預託金率(注)を従来の25%から33.3%に引き上げる旨発表、翌26日から実施した。

同国ではインフレ高進に対処して、年央以降支払準備率引上げ(8月7.6→9.0%)、商業銀行の当座貸越金利引

上げ(9月7.75→9.5%)などを実施してきた。この結果、商業銀行の貸出金利が海外金利を上回るに至り(10月初の3か月もの商業銀行貸出金利は、同ユーロ金利に比し2~3%高)、外資系企業の海外借入れが再び活発化の兆しをみせはじめた。本措置は外資流入の急増を未然に防止し、かたがた国内流動性をいっそう圧縮する見地からとられたものとみられている。

(注) 外資流入抑制の見地から72年12月に新設された制度で、2年超の海外借入れにつき、その借入期間中、借入金額の一定率を無利子で準備銀行に預託させるもの。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、ルーブルの公定為替相場を変更

ソ連ルーブルの最近の推移は別表のとおりである(4月号および8月号「要録」参照)。なお、11月20日発表のレートを米ドル切下げ前と比較すると、米ドル、英ポンドに対し大幅切上げ、ドイツ・マルクに対しかなりの切下げとなっている。

(注) ソ連では原則として当該月中に適用される公定為替レートを月初に発表しているが、8月(米ドル)、11月(米ドル、英ポンド、ドイツ・マルクなど)には月初のほか、例外的に当該月の下旬にもレート変更を行った。

◇ポーランド、食料品価格の凍結措置延長を発表

ポーランドのギエレク党第1書記は、本年末で期限切れとなる食料品(食肉、パン、ミルク、砂糖等)小売価格の凍結措置(注)を来年末まで延長する旨、10月22日に発表した。

同国は、食料品価格を低水準に維持するため従来から農民に対し多額の補助金を支払っており、上記凍結措置の延長に伴い来年も引き続き大幅な財政負担を余儀なくされることとなるが、国民の生活水準向上および民生安定化のためには上記措置の継続が必要不可欠との見地か

ら、これが延長に踏み切ったものである。

(注) ゴムルカ前政権は1970年末、食料品とくに食肉の小売価格引上げを契機とする暴動の発生により失脚したが、ギエレク現政権は前政権の失敗を教訓として70年末の発足直後から食料品価格を2年間凍結し、さらに本年初から1年間、同措置を延長している。

◇中国、元の為替レートを変更

中国人民銀行は、2月の米ドル平価切下げに伴い元レートを変更したが(3月号および8月号「要録」参照)、その後も西側主要国通貨の為替相場変動に対応して、しばしば元レートを変更している。その概要は別表のとおりである。なお、11月26日現在のレートを米ドル切下げ直後と比較すると、日本円、英ポンド、米ドルに対しては切上げ、ドイツ・マルク、スイス・フランなどに対しては切下げとなっている。

◇中国、秋季広州交易会を開催

73年の秋季広州交易会は、例年どおり10月15日から11月15日まで広州市で開催され、100余か国から約27千人が参加した。今回は、とくに米国をはじめ西ドイツ、フランスなどの欧米諸国の活発な商談が目立ち、成約高は既往最高を記録したと伝えられる。

この間、わが国からは約1,500社、約2,350人(春季には約1,700社、2,600人)が参加したが、その成約状況は次のとおりである。まず輸出では、輸送機械(トラック)、荷役機械(クレーン、フォークリフト)等は春季を上回る成約をみたものの、化学製品が石油化学コンビナートの事故発生に伴う供給難などから春季をかなり下回ったほか、機械類の大型商談の場が北京や東京に移行する傾向を強めていることもあって、成約高は春季実績をやや下回ったといわれる。輸入については、春季に値上げの目だった生糸、数の子等は国内市況悪化や春季輸入分の滞貨累増などから春季に比し大幅な低下をみたものの、繊維二次製品、農水産物(えび、くり)、ロジン等の成約がわが国の需要堅調を背景に好伸したため、総額では春季

ソ 連 ル ー ブ ル の 公 定 為 替 相 場 の 推 移

(単位・ルーブル)

	2月初 (A)	8月初	8月20日	9月初	10月初	11月初	11月20日 (B)	ソ連ルーブルの 切上げ率 (△は切下げ) (B/A)
米 ド ル(100ドル当り)	32.40	68.50	71.00	72.00	71.50	71.50	74.61	10.4(%)
英 ポ ン ド(1ポンド当り)	1.96	1.65	1.65	1.65	1.60	1.60	1.66	18.1
フ ラ ン ス・フ ラ ン(100フラン当り)	16.30	17.07	17.07	17.07	17.07	17.07	17.07	△ 4.5
ド イ ツ・マ ル ク(100マルク当り)	26.16	29.80	29.80	29.80	29.80	29.54	28.50	△ 8.2
日 本 円(1,000円当り)	2.75	2.72	2.72	2.72	2.72	2.67	2.67	3.0

資料：エコノミクスエスカーヤ・ガジュータ紙。

を上回った模様。この結果、輸出入合計額は270～300百 万ドルと本年春季成約(270百万ドル)に比し微増程度と

みられている(日本国際貿易促進協会等)。

中国の元為替相場の推移

(単位・各国通貨100単位当り・元)

	(注1) 2月15日 (A)	7月末	8月末	9月末	10月末	11月26日 (B)	切上げ率 (△印は切下げ) $\frac{(A)}{(B)}$
米 ド ル	205.02	186.47	193.26	191.33	193.17	200.79	2.1%
英 ポ ン ド (注2)	504.25	469.31	476.17	463.40	468.31	472.29	6.8
ド イ ツ ・ マ ル ク	69.66	80.48	78.45	80.17	79.23	75.35	△ 7.6
フ ラ ン ス ・ フ ラ ン	43.86	45.96	44.93	45.28	45.73	44.67	△ 1.8
ス イ ス ・ フ ラ ン	59.99	66.06	63.65	64.05	62.30	62.30	△ 3.7
香 港 ド ル	38.99	37.19	37.71	37.33	37.76	39.23	△ 0.6
日 本 円 (注2) (注3)	0.7677	0.7079	0.7279	0.7210	0.7211	0.7093	8.2
[1 元 当 り]	[130.25]	[141.25]	[137.38]	[138.69]	[138.67]	[140.97]	

(注1) 日本円は2月19日。

(注2) 7月末以降の最高・最低は、英ポンドに対しては最高463.40元(9月21日～10月28日)、最低480.98元(8月15～24日)、日本円に対しては最高0.7011元(11月3～6日)、最低0.7428元(8月18～21日)。

(注3) 対顧客レートは、8月27日以降実勢レート(中国銀行が定める元・ポンドの公示レート、ニューヨークにおけるポンド・ドル相場と東京におけるドル・円相場とから裁定したレート)によることとなった(従来は円・元の公示レートから対顧客レートを算定し、実勢レートとの差額を別途調整)。